

第43回年金積立金管理運用独立行政法人契約監視委員会議事概要

1. 日時及び場所

2026年6月4日（木）10：00～11：45

年金積立金管理運用独立行政法人 A・B会議室

2. 審議等事項

（1）審議事項

- ①2026年度年金積立金管理運用独立行政法人調達等合理化計画(案)
- ②2025年度年金積立金管理運用独立行政法人調達等合理化計画の実施状況に係る自己評価（案）
- ③一者応札・応募となった案件の改善策について
- ④2025年度下半期における新たな随意契約

（2）報告事項

- ①契約審査会進捗状況
- ②管理運用委託手数料額の前年度比較（運用管理部）
- ③オルタナティブ投資の自家運用での投資先選定におけるマネジャー・エントリー制度の導入について（オルタナティブ投資部）

（3）その他

3. 契約監視委員（敬称略）

（2026年6月4日現在）

長岡千晶公認会計士事務所 公認会計士

（*）長岡 千晶

企業年金連合会 東京地方協議会 事務局長

元 企業年金連合会 コンプライアンス・オフィサー

（*）守屋 潔

年金積立金管理運用独立行政法人監査委員

板場 建

年金積立金管理運用独立行政法人監査委員

尾崎 道明

年金積立金管理運用独立行政法人監査委員

中村友理香

（*）は外部有識者（以下「外部委員」という。）

4. 議事概要

（1）審議事項及び（2）報告事項について法人より説明を行い、質疑を行った。また、（3）その他については契約監視委員からの発言はなかった。

主な質疑及び意見は以下のとおり。

【審議事項1】 2026年度年金積立金管理運用独立行政法人調達等合理化計画(案)

執行部から、「2026年度年金積立金管理運用独立行政法人調達等合理化計画（案）」について説明があり、審議が行われた。

調達の現状と要因の分析について、具体的な金額を記載することにより分かりやすい記載とするよう議論が行われた。また、重点的に取り組む分野について、単年度のみならず、長期間継続している契約についての確認の在り方に留意すべきとの意見が出された。

委員A 増加要因の分析について、具体的な金額を記載することにより、より分かりやすい記載とすることはできないのか。

執行部 ホームページにおいて契約情報は公表しているが、従来、本資料には具体的な金額までは記載していなかった。既に公表している数値であることから、主要な案件について括弧書きで金額を記載するなど、より分かりやすい記載となるよう工夫していきたい。

委員A 具体的な金額を記載することにより、表の金額の増加との整合がより分かりやすくなると感じた。また、分析ということであれば、大きい、小さいという定性的な話ではなく、定量的な内容についても記載することにより、より分かりやすい記載になると感じる。

委員B 重点的に取り組む分野として、新たに一者応札・応募に関する取組みについて記載いただいたのは、とてもよい改善対応になると思う。また、ここに記載されている内容については単年度の契約に対する着目だと思うが、特定の1者と契約関係が長期間継続している場合には、外部から見た場合にも透明性を確保する観点から、そのような点に関する確認についても検討いただいた方が良いのではないかと。

執行部 ご指摘の点について、契約の継続状況にも留意しながら、進めてまいりたい。

【審議事項2】 2025年度年金積立金管理運用独立行政法人調達等合理化計画の実施状況に係る自己評価（案）

執行部から、「2025年度年金積立金管理運用独立行政法人調達等合理化計画の実施状況に係る自己評価（案）」について説明があり、審議が行われた。

不祥事発生の未然防止・再発防止のための取組みについて、コンプライアンス研修の継続的な改善や研修動画の活用等について意見があった。

委員B 不祥事発生の未然防止・再発防止のための取組みについて、調達におけるコンプライアンス研修をさらに見直し、調達課自身で研修を実施したことは、高く評価したいと思う。引き続き、研修内容のブラッシュアップを図りながら継続していただきたい。また、ポータルサイトも立ち上がったので、研修動画を掲載し、職員がいつでも視聴できる環境を整備することが望ましい。

執行部 ありがとうございます。引き続き研修内容の充実に努めてまいりたい。

【審議事項3】 一者応札・応募となった案件の改善策について

執行部から、2025年度下期に調達を実施した「一者応札・応募となった案件の改善策について」の説明があり、競争性確保のための改善方策が妥当であることについて審議が行われた。

「給与計算及び個人番号収集・保管等委託業務」については、給与計算業務フローとしてデータ取込みから給与振込までの詳細な記載を求めた結果、振込代行サービスの提供が必須であるとの誤解が一部事業者が参加を見送る要因となった経緯について確認が行われた。今後についてはそのような誤解を生じないように、提案依頼書及び仕様書等の明確化、精緻化に努めるとの説明があった。

委員C 「給与計算及び個人番号収集・保管等委託業務」について、振込代行サービスの提供が必須であるとの誤解が生じたとのことだが、どの程度の数の業者がこのような誤解をしたのか。

執行部 ヒアリングした結果、1者からこのようなお話をいただいた。

委員C 当該誤解は、特定の事業者固有の事情によるものなのか。

執行部 特定の業者固有の事情によるものではなく、仕様書上は、振込データの作成を求める内容であったものの、その趣旨が十分に伝わらなかったことにより、このような誤解が生じたとのことであった。

【審議事項4】 2025年度下半期における新たな随意契約

執行部から、「2025年度下半期における新たな随意契約」について会計規程第32条第1項各号との整合性が図られているとの説明があり、審議が行われた。

「広報に係る支援業務の契約変更」について、企画競争により調達した業務に、法人職員を対象としたアンケートの企画・作成・実施・集計・分析業務を追加した経緯について確認が行われた。

委員A 「広報に係る支援業務の契約変更」について、このタイミングで契約変更により追加対応する必要が生じた理由は何か。

執行部 役員が交代し、交代後の役員と検討した結果、キーメッセージの対外発信に当たり法人職員の声も反映させることとなったため、当初の仕様書には含まれていなかった職員アンケートの企画・集計等の業務を追加することとした。

委員A 当初の仕様書に追加業務の内容を盛り込むことはできなかったのか。

執行部 役員交代は事前に把握することができない。キーメッセージの発信については、当初の仕様書に含まれていたが、役員交代後の検討の結果、新たに職員アンケートを実施することとなったため、当初の仕様書には含まれていなかった当該業務を追加したものである。

【報告事項1】 契約審査会審議案件進捗状況

執行部から、「契約審査会審議案件進捗状況」について説明があり、ディスカッションを行った。

委員A 契約手続中の案件について、契約履行期間が記載されていないが、予定は決まっているのではないかと。

執行部 契約履行期間については予定として定めているものの、契約締結までの調整により変更となる場合もあるため、契約締結後に確定した内容を報告している。

委員D 契約履行期間について、まだ契約前で確定していないものであっても、(予定)として期間を記載することを検討していただければと思う。

執行部 ご指摘ありがとうございます。契約履行期間の記載方法について検討させていただきたい。

委員B 「給与計算及び個人番号収集・保管等委託業務」について、記載されている金額は契約期間全体の総額という理解でよいか。また、イレギュラーな対応が発生した場合の費用の考え方について確認させていただきたい。

執行部 記載されている金額は契約期間全体の総額である。また、イレギュラーな対応については入札価格には含めておらず、追加対応が生じた場合の費用の考え方について提案書で明示することとしている。

【報告事項2】 管理運用委託手数料額の前年度比較

執行部から、「管理運用委託手数料額の前年度比較」について説明があり、ディスカッションを行った。

委員B 報酬支払をキャリアオーバーする率は会社やファンドによって異なるのか、それとも一律で決まっているのか。

執行部 一律の率である。

委員A 前年度と比較して外国株式の収益額の伸びが大きかったことが報酬額の増加要因という理解でよいか。また、個別ファンドの状況はあるかとは思いますが、外国株式全体として収益額が増加する傾向にあったのか。

執行部 御認識のとおりである。2024年度から2025年度にかけて運用資産残高自体も増加しており、さらに、プラスの超過収益を獲得したファンド数も多くなったことから、結果として全体の報酬額も増加した。

【報告事項3】 オルタナティブ投資の自家運用での投資先選定におけるマネジャー・エントリー制度の導入

執行部から、「オルタナティブ投資の自家運用での投資先選定におけるマネジャー・エントリー制度の導入」についての報告があり、ディスカッションを行った。

委員C 制度導入後の実績として、国内外の運用会社からどの程度のエントリーがあったのか。

執行部 現時点で十数件のエントリーがあり、その大半は海外の運用会社であり、一部国内の運用会社からのエントリーもある。

委員C 従来把握していなかった運用会社からのエントリーはどの程度あったのか。

執行部 従来の候補者に含まれていなかった運用会社からのエントリーは少数であった。

委員A マネジャー・エントリー制度については、従前から実施していたという理解でよいか。

執行部 自家運用によるLPS投資については、今回のようなエントリー方式は実施していなかった。一方、投資一任形態による投資については、従前から公募を通じたマネジャー選定を行っている。

委員A 今回の制度導入により、投資対象候補の裾野を広げることが主な変更点という理解でよいか。

執行部 そのとおりである。

以上

お問い合わせ先

年金積立金管理運用独立行政法人 監査委員会事務室
電話 03-3502-2494